

奈良県告示第五百九十八号

平成十二年二月奈良県告示第五百二十一号（奈良県収納代理郵便官署の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

二を次のように改める。

二 取扱事務

- 1 県営住宅及びその駐車場の使用料の自動払込み
- 2 県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税及び自動車税に限る。）の自動払込み
- 3 県税の現金又は証券による窓口収納
- 4 奈良県高等学校等奨学金の返還金の自動払込み